

平成26年度関東女子倶楽部対抗長野会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 11倶楽部・66名)

期日：6月6日(金)

場所：松本カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	懸川 恵子	上田丸子グランヴィオ	林 加寿子	中央道晴ヶ峰	東本 利江	松本浅間		
2	8:09	金谷 美恵子	塩嶺	別府 砂織	上田丸子グランヴィオ	赤羽 千代子	松本	宮島 ひろ子	長野
3	8:18	宮下 千秋	松本浅間	石田 範子	南長野	中沢 喜代子	あづみ野	横井 友香	諏訪湖
4	8:27	笹岡 美保子	穂高	嶋田 万里子	長野	山下 かつみ	中央道晴ヶ峰	上條 恵美	塩嶺
5	8:36	中村 節子	長野	水谷 幸子	豊科	丸山 みち子	穂高	橋倉 美砂子	松本浅間
6	8:45	犬飼 久美子	松本	松井 久美子	あづみ野	向井 三千子	松本浅間	金根 道子	上田丸子グランヴィオ
7	8:54	上條 春海	中央道晴ヶ峰	広田 規子	南長野	西沢 かおる	豊科	松野 美保子	長野
8	9:03	仁科 しのぶ	あづみ野	伊澤 京子	松本	下田 美雪	諏訪湖	國枝 玲子	南長野

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
9	8:00	小林 ゆたか	穂高	大野 まつ美	松本	久保 綾子	南長野		
10	8:09	長門 明子	長野	江本 和子	あづみ野	萩村 み恵	豊科	矢崎 みな子	諏訪湖
11	8:18	伊沢 洋子	中央道晴ヶ峰	川上 富美子	豊科	小野 葉子	塩嶺	小川原 秋	穂高
12	8:27	竹節 嘉恵	上田丸子グランヴィオ	塩入 麻美	南長野	太田 たづ子	あづみ野	竹村 世利翔	諏訪湖
13	8:36	古見 美帆	松本	小松 弘子	松本浅間	工藤 数子	豊科	手塚 さおり	上田丸子グランヴィオ
14	8:45	峯山 理絵	諏訪湖	土屋 紀代美	南長野	遠藤 あづさ	中央道晴ヶ峰	上嶋 由美子	塩嶺
15	8:54	西村 けさみ	塩嶺	江本 洋子	穂高	藤川 智江	あづみ野	新井 謡子	松本
16	9:03	小寺 泰子	諏訪湖	安藤 木綿子	上田丸子グランヴィオ	横内 悦子	中央道晴ヶ峰	上條 滋子	穂高
17	9:12	大口 初子	豊科	丸山 はる代	長野	築田 育栄	塩嶺	藤森 理恵	松本浅間

競技委員長 大蔵 治

平成 26 年度 関東女子倶楽部対抗長野会場予選競技

開催日 : 6月6日(金)

開催コース : 松本カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I(c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I(c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間でいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。
険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
および本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含むスルーザグリーン芝草を短く刈ってある区域(規則 25-2 参照)にある距離計測のための黄色いペイント。ただし、そのペイントがプレイヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
3. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレイヤーは規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
6. コースと不可分の部分
 - a. 樹木に巻きつけたり、密着させてあるもの
 - b. ハザード内にある人工の壁、パイリング(杭)
7. ホールとホール間の白杭
15 番と 16 番ホール間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。

注意事項

1. 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレイヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コインを限度とする。

競技委員長 大蔵 治

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	482	292	392	136	362	357	464	140	342	2967
Par	5	4	4	3	4	4	5	3	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
475	317	142	406	298	296	144	492	370	2940	5907
5	4	3	4	4	4	3	5	4	36	72